

○滋賀県産業振興審議会規則

平成 25 年 7 月 5 日

滋賀県規則第 63 号

滋賀県産業振興審議会規則をここに公布する。

滋賀県産業振興審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例(平成 25 年滋賀県条例第 53 号)第 5 条の規定に基づき、滋賀県産業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第 2 条 審議会に、会長および副会長 1 人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。

6 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第 1 項および第 2 項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、商工観光労働部商工政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考)

○滋賀県附属機関設置条例（抜粋）

平成 25 年 7 月 5 日

滋賀県条例第 53 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項および第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関（別表第 3 項の表に掲げる附属機関にあつては、知事）が任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（専門委員等）

第 3 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第 4 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県産業振興審議会	知事の諮問に応じて産業の振興に関する重要な事項について調査審議することおよび当該事項について知事に意見を述べること。	25 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間